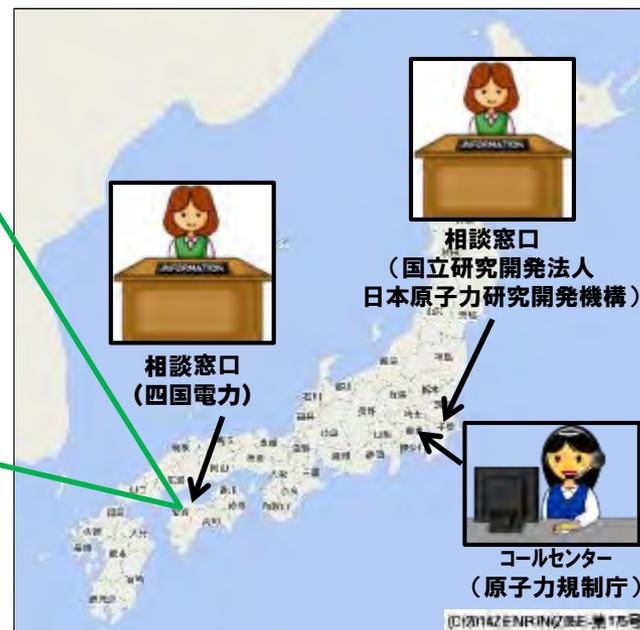
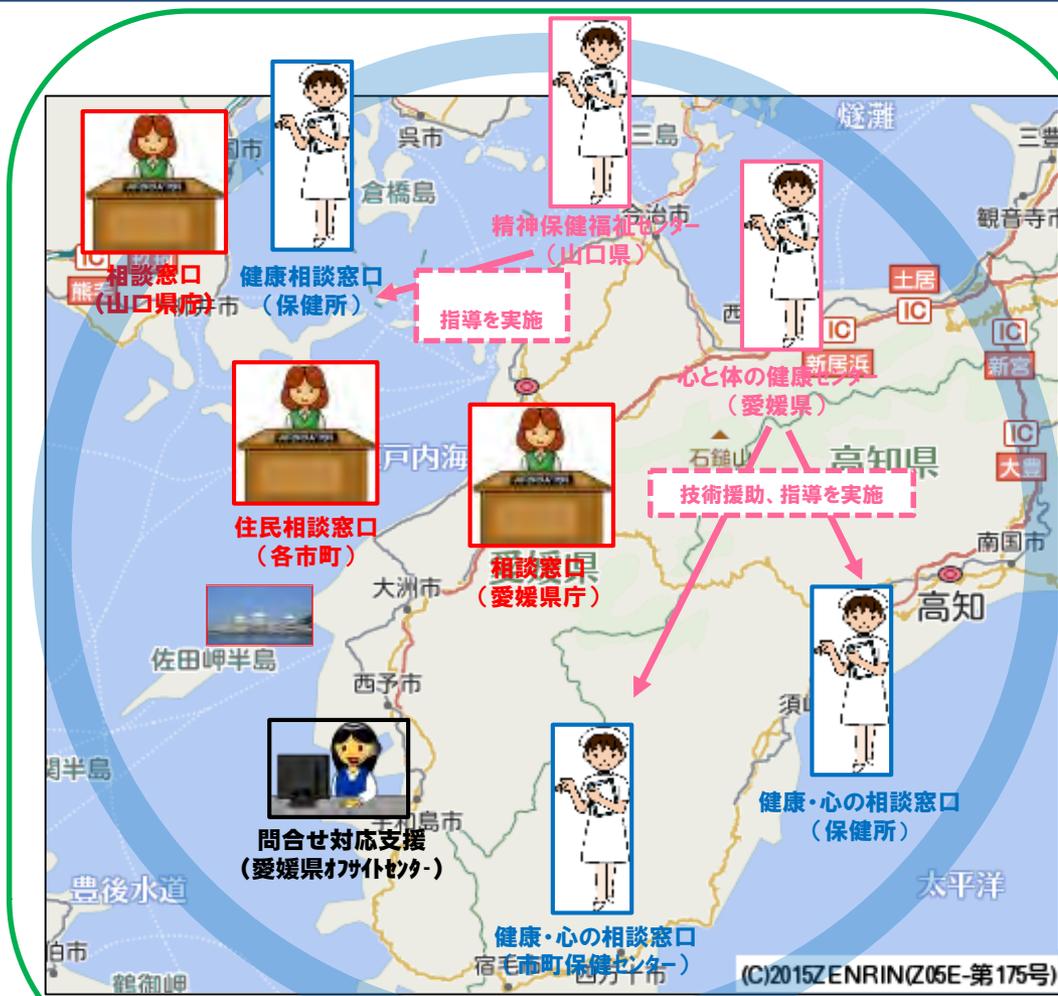


# 国、愛媛県、山口県、関係市町による住民相談窓口の設置

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を速やかに構築。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- 愛媛県、山口県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する相談窓口を設置。
- 愛媛県オフサイトセンターでは、愛媛県、山口県及び関係市町の問合せ対応を支援。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域
- ⑦被災企業等への援助・助成措置
- ⑧被災者からの損害賠償請求（四国電力）



## 4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

### ＜対応のポイント＞

1. PAZ内小・中学校、保育所の児童等について、移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. PAZ内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先施設へ移送又は自施設（放射線防護対策施設）内で屋内退避すること。
3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護対策施設へ移送すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集結所・避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

# 愛媛県及び伊方町における初動対応

- ▶ 愛媛県は、警戒事態が発生した段階で、愛媛県庁に警戒本部を設置し、警戒本部参集要員約100人が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部及び地方本部・支部を設置。
- ▶ 伊方町は、警戒事態が発生した段階で、伊方町役場に災害対策本部を設置し、参集委員15人が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員。施設敷地緊急事態で、災害対策本部及び現地災害対策本部を設置し、全職員が参集。
- ▶ 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、愛媛県及び伊方町は、町内移動用車両及び一時集結所、学校、福祉施設に避難用車両の手配を開始するとともに、伊方町は、伊方中学校に14人、瀬戸総合体育館に7人の職員を配置し、一時集結所の設営準備を開始。
- ▶ 伊方町は、各集落の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導體制を構築。

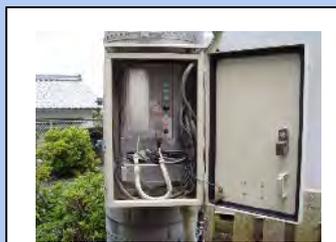


伊方中学校に14人、瀬戸総合体育館に7人の職員を配置するとともに、自主防災組織や消防団等による地域コミュニティと一体となった避難誘導體制を構築



# 住民への情報伝達

- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス、臨時災害放送局(FM放送)等を活用し、住民へ情報を伝達。また、一時集結所である伊方中学校及び瀬戸総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により、伊方町と情報を共有。
- 消防団や自主防災組織は、住民に情報伝達を行うため、各消防団に配備している携帯端末、車載端末のデジタル防災行政無線や、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により、伊方町と避難者の状況や避難誘導體制等、地域コミュニティを活用した情報共有を実施。
- 社会福祉施設、保育所、小中学校への情報伝達は、伊方町から実施。



自主防災組織は各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により情報共有



- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 一時集結所である伊方中学校及び瀬戸総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により伊方町と情報を共有。



消防団は移動系デジタル防災行政無線等により情報共有

● : 防災行政無線屋外拡声子局配置箇所 (30箇所)

# PAZ内における避難体制

- 警戒事態が発生した場合、伊方町は、住民広報、愛媛県に対して避難用車両等の手配依頼、一時集結所及び避難経路所の開設準備を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者等は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態になった場合、伊方町は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者等は、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難先施設、避難経路所等へ避難を開始する。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は輸送等の避難準備が整うまで屋内退避を実施する。避難経路所へ避難の後は、広域避難所又は福祉避難所に移動する。
- 全面緊急事態になった場合、伊方町は住民に避難を指示。自家用車で避難が可能な住民は避難経路所へ避難し、自家用車による避難が困難な住民は、一時集結所に集合の上、避難経路所へ避難。その後、広域避難所へ移動する。

